

第3回
外国法事務弁護士による
国際仲裁代理等に関する検討会
議事録

第1 日 時 平成30年9月25日(火) 自 午前10時00分
至 午後 0時00分

第2 場 所 東京地検5階刑事部会議室

第3 議 題 1. 開会
2. 資料説明
3. 意見交換
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

○川副官房付 所定の時刻になりましたので、ただいまから第3回外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会を開会させていただきます。

本日は御多忙の中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

第1回、前回と検討会の場にお越しいただけなかった委員の方を改めて御紹介させていただきます。ピーター・コーニー委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、加藤委員は所用により御欠席との連絡を受けております。なお、司法法制部長は本日、所用のため欠席させていただきます。

それでは、以後の進行は座長にお願いいたします。

○松下座長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入ります。

前々回と前回と、本検討会の重点検討事項である三つのテーマ、第1に国際仲裁事件の範囲の問題、これの中にはさらに幾つか問題があります、第2に国際調停事件の代理、第3に外国弁護士の海外受任要件について、皆様と議論を重ねてまいりましたが、取りまとめを行う段階となってまいりました。これまでの検討会で委員の皆様から頂戴した御意見を踏まえて、事務局において本検討会の報告書の案を作成してもらいましたので、まず、事務局から資料に基づき報告書案の趣旨について説明をしてもらいます。その上で論点ごとに委員の皆様に取りまとめに向けた意見交換を行っていただきたいと思います。

なお、報告書の取りまとめの方法について事前に御相談をさせていただきたいのですが、この後、報告書案について事務局からの説明の後、委員の皆様からさまざまな御意見をいただくことになると思います。本日が検討会の最終回ということですので、各論点ごとの意見交換を行った際に、具体的に報告書案にどのような修正を行うのか確認をしながら議事を進めさせていただきたいと思います。その上で、報告書の最終的な記載ぶりについては座長である私に御一任をいただきたいと思います。論点を都度、確認をし、最終的な書きぶりについては座長に御一任いただくという方法で報告書の取りまとめをさせていただくということではいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

では、まず、資料の説明を事務局からお願いいたします。

○川副官房付 それでは、配布資料1「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会報告書（案）」に沿って御説明させていただきます。本日の資料1ですが、これは前回の検討会の資料3「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等の見直しの方向性について（案）」をベースに、報告書のたたき台として改訂させていただいたものです。

順番に簡単に内容を説明させていただきますと、1ページ目、「第1 はじめに」ですが、これは検討会設置の経緯と現行制度の見直しの必要性等を記載しておりまして、細かな字句修正を行ったほかは、検討会の議論でも触れたカリフォルニアの法制について言及をしたところが変わっております。それ以外は大きな修正はなく、基本的に我が国における国際仲裁の活性化に向けて、外国法事務弁護士や外国弁護士の方による国際仲裁代理について緩和に向けた検討が必要となるという、そういった必要性について記載しているものでございます。

2 ページ目から「第2 「国際仲裁事件」の範囲について」です。この部分は前回の資料3から少々構成を変更しております。まず、「1 前提」ですが、ここは変更は特にごさ
いません。3 ページ目からの「2 要件①について」でございますが、ここは国内を仲裁地
とするという要件について削除すべきという方向で結論を得たという記載をさせていただ
いております。その上で、前回まで要件①との関連で議論していた、外国を仲裁地とするとい
う、そういった事情のみによって国際仲裁事件として扱うかどうか、この論点につきまして
は、論理的には要件①の話と少々異なるパターンを認めるかどうかということだと思いま
すので、6 ページ目にあります「4 その他の要件について」のうちの「(2) 外国を仲裁地
とする場合」という項目で別途、そのような場合を加えるという方向で記載させていただ
いております。記載場所を移動させていただきました。

戻りまして、3 ページ目ですけれども、(1) のところでは、外国企業を親会社とする場
合について国際仲裁事件に含ませるべきという意見が多数出たということでもとめさせてい
ただいており、4 ページ目からの(2) で、具体的にどのようなケースが該当するかについ
て記載させていただいております。

(2) のすぐ上、なお書きがございますけれども、ここでは前回検討会で議論が出ました、
個人の方が株式や持分等を有する場合についてどうするかということも若干言及させてい
たきました。ただ、ここでは、外国に住所を有する株主が有する株式等を合計すると過半数
に至る場合、それらを全部合わせると過半数になるというような場合をどのように扱うべき
かについて、積極、消極、両方の意見があったように思いますので、少なくとも個人一人で過
半数を有する場合は国際仲裁事件に含めるということに異論がなかったものと認識して
おりまして、その限度で記載をさせていただいているところです。

4 ページ目の(2) 以降ですけれども、ここでは具体的にどのようなケースを国際仲裁事
件として考えるべきかを記載させていただいております。基本的に外国に住所等を有する
者が過半数を有する場合を代表例とさせていただいており、そのほかに、例えば当事者の親
会社及びその100%親会社が株式を共同して持っていて、これを合算すると過半数を超
える場合も例示として記載をしております。もっとも、政省令において具体的に規定すべき
という御意見も前回の検討会でございましたので、株式等の過半数を有している場合のほかに、
これに類する場合を政省令に委任することも含めて、関係機関において適切に対応すること
が相当という意見で記載させていただいております。

続きまして、5 ページ目ですけれども、「4 その他の要件について」という項目を設け
ております。前回までは、要件②の議論の中で実体的法律関係が渉外性を有する場合を議論
させていただいておりましたが、この問題は、当事者に関する先ほどの要件②、親会社等の
関係、とはまた別の視点で、実体的な法律関係から見た要件を追加する問題であると考えま
して、新たに「4 その他の要件について」の項目を設け、(1) で実体的法律関係が渉外
的性格を有する場合について、(2) で外国を仲裁地とする場合、これが手続的な渉外性を
有する場合ということで、それぞれ記載させていただいております。

(1) の記載内容については前回と大きく変更はございません。5 ページの最後の方から
6 ページにかけまして、実体準拠法が外国法と当事者が合意している場合を国際仲裁事件に
含めることとし、その他の要素についてはさらに慎重にこれを検討すべきとされたという結
論を記載させていただいております。(2) につきましては、外国を仲裁地とする場合でご

ざいますが、検討会では懸念も示されたところですが、結論としては一律にこれも国際仲裁事件に含めることとされたという結論を記載しております。

次に、6 ページの下の方、「5 その他の検討事項」という項目を追加しております。その内容としては、前回の検討会で要件②と絡めて御議論いただいた要件充足の基準時について記載をさせていただきました。基準時の問題は要件②の問題だけではなく、全ての要件について問題となると考えまして、別項目の5とさせていただいております。今回の資料では、少なくとも前回検討会で異論がなかったと考えられる基本的な考え方、すなわち代理行為時に要件を備えている必要があるという考えを記載し、事後的に要件を欠くこととなっても違法無効とはされないとの意見を記載させていただいております。この範囲では御異論なかったかというふうに事務局としては認識したところです。その上で、6 ページから7 ページにかけて、結論として、国内を仲裁地とするという要件を削除した上で、親会社が外国企業等である場合や、実体的法律関係が涉外性を有する場合、外国を仲裁地とする場合のいずれかの要件を満たせば国際仲裁事件に該当することとなるように、これらの規定を整備することを関係機関に要望するとまとめさせていただいております。

次に、「第3 国際調停代理について」が7 ページから始まっております。前回は外国弁護士の国際仲裁代理について先に記載しておりましたが、前回の御議論で国際調停代理についても規定を設けるべきという方向性が示されましたので、国際仲裁事件の範囲の後に国際調停代理について記載することといたしました。

国際調停代理につきましては、2 の(1)で全体として規定を整備すべきとの大きな方向性を記載し、(2)で具体的な整備の方針について記載しております。具体的な整備の方針、(2)のところですが、国際かどうかの基準については、仲裁と調停の違いを踏まえた上で、基本的には国際仲裁事件の場合の国際の規定とそろえて考えるべきという記載をさせていただいております。また、対象とすべき紛争類型ですが、国際仲裁は実際に行われているのが企業間の取引紛争に限定されているということ等を受けて、企業間の取引紛争等の商事紛争を前提とすべきではないか、そのような前提で国際調停代理の規定を整備すべきではないかとされたという内容とさせていただいております。8 ページ、一番下のお書きのところに、国際調停事件については取引交渉過程で生ずる紛争等も広く捕捉できるようにすべきとの意見も、前回の議論を踏まえて記載させていただきました。9 ページの冒頭から、このような議論を受けまして、国際調停事件の代理について規定を整備するよう、前向きな検討を要望することとされたというまとめとさせていただいております。

続きまして、9 ページ、「第4 その他」としまして、ここで外国弁護士の国際仲裁代理の要件について記載させていただいております。ここでは前回、外国受任要件について、これを削除すべきとする意見と、これを維持すべきとの意見がいずれもあったものと認識しておりまして、今回の資料ではいずれの意見も記載した上で、外国受任要件を満たす場合としてどのような事情があればよいか、典型的な例として、日本から外国にいる外国弁護士にメールで事件を依頼したとか、そういった場合等、具体的な場合を例示させていただきました。その上で、最終的にはこの要件の撤廃の是非については、議論を踏まえて関係機関において十分検討の上、必要な対応をするよう要望すると記載させていただいております。

最後、10 ページのところで「終わりに」を追記させていただいております。本検討会

の結論として、関係機関に対し、報告書の趣旨に沿って、第4の課題について、これは外国受任要件ですけれども、引き続き真摯な検討を行うとともに、第2、第3、つまり国際仲裁事件の範囲の拡大とともに商事紛争に関する国際調停代理の規定の整備を早期に図ると、そういう要望をすることとされたという結論を記載させていただいているという状況です。

報告書案については以上でございます。

なお、参考として机上に報告書の巻末資料とすることを考えているものを置かせていただいております。まだ最終的なところは調整が必要ですが、簡単に内容を説明させていただきますと、別添1が検討会の構成員の皆様のお名前でございます。別添2が検討会の開催状況でございます。別添3が、今回資料2とさせていただいています各国制度について、これを添付資料とすることを考えております。続きまして、別添4、これは国際調停代理の規定を設けるかどうかということで、調停実施機関にヒアリングをさせていただきましたので、その結果報告をつけさせていただいております。別添5で外弁法の改正経緯、最後に、今回、作成が間に合わなかったのですけれども、外弁の方の登録人数や外国法事務弁護士法人の数等について、弁護士白書の数値を最新のものにアップデートした資料を作成して、それを添付するというのを考えております。こちらの添付資料につきましても、何か御意見がありましたら本日、御意見を伺えればと思っております。

以上でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。今御説明いただいた資料1の報告書案の大きな問題ごとに区切って、御議論をいただきたいと思います。まずは国際仲裁事件の範囲についてです。具体的には資料の2ページの「第2 国際仲裁事件の範囲について」から、7ページの上の3行まで、幾つか問題がありますけれども、まず、国際仲裁事件の範囲について御意見をいただきたいと思います。

○道垣内委員 まず趣旨の確認ですが、6ページの上から3行目のなおのところですが、当事者が準拠法を外国法と合意した場合に当たるか否かという問題の提起は、争点の一部についてのみ準拠法合意があった場合に限定されているのでしょうか。といいますのは、「主たる争点の準拠法が外国法である場合には」と書いてあるのですが、「主たる争点について準拠法を外国法と合意した場合には」という趣旨なのかどうか。ただ、そうは書いていないので、単に主たる争点の準拠法が外国法である場合には当該要件を満たすと読めます。このあたりの御説明をお願いできればと思います。

○伊賀部付 今のところにつきましては、御指摘のとおり、主たる争点の準拠法が外国法と当事者が合意した場合ということでございますので、その部分を、確かにちょっと文言が足りないということだと思いますので、それを追記する必要があるかと思います。

○道垣内委員 わかりました。

○松下座長 文言としては、今のところは6ページの(2)の2行上というのでしょうか、その前の行から、主たる争点の準拠法が外国法であると当事者が合意した場合という部分ですね。

○道垣内委員 そうであれば整合性はとれるかと思います。

その上で、中身の点ですけれども、「かつ」で結ばれているわけですよね、5ページの下から3行目、実体的な権利義務ないし法律関係が涉外性を有するもので、かつ、準拠法を外

国法とする合意がなければならないということになっています。むしろ難しいのは、合意というのが黙示的な合意とか、はっきりしないけれども当事者はもちろん外国法のつもりでしたというような場合に、ぎりぎりセーフかアウトかということになるのかどうかでして、外国法を明示、あるいは、いずれにしても合意していれば、涉外性がある事件だという関係がつくのはいいと思うのですけれども、後半部分の要件を具備しないことによって、事案全体は外国的なもの、涉外性を有するものであるにもかかわらず、違法になり得ると、そういう御趣旨でしょうか。4の(1)のタイトルは、実体的法律関係が涉外性を有するかどうかというのをメルクマールにしようというふうに読めるのですが、すみません、繰り返しになりますが、そのための要件が、準拠法を外国法とする合意があった場合は確かにそうだと思いますが、合意がなくても、微妙だけれども事案としては涉外性があるというときに、違法にしてしまうのはちょっと酷かなと思います。これは中身に関わることなので、まずは、今の紙がどういう構成なのか、「かつ」だというのが今の構成かなと思いますけれども、それを確認した上で、そうでなければならない理由を御説明いただければと思います。

○川副官房付 今回の記載が誤解を呼ぶような記載になっているかもしれません。このところは実体的法律関係が涉外的性格を有する場合を取り込もうということでご提案させていただいておりますが、事務局の今の考え、前回までの共通の御議論の認識としましては、そういう実体的法律関係が涉外的性格を有する場合のうち、当事者が外国法を实体準拠法とすることを合意している場合を明確な場合として取り出して、そこを国際仲裁事件に含めると。そのほかの要素は色々御提案をいただいたと思うのですけれども、法制的な明確性というところでどこまで盛り込めるのかという問題もあるところがございますので、まずは当事者が実体準拠法を外国法と合意した場合、これを取り出して、入れてはどうかということで記載させていただいております。

○伊賀部付 そういう意味から言いますと、涉外性を有するもので、かつとなっていますが、涉外性を有する者のうち、仲裁判断においてとつなげる方がよろしいような気がします。

○道垣内委員 その上で、またさらに、この段階で意見を言うのはどうかとも思いますけれども、涉外性がある事件であって、あるものはオーケーですと書いた上で、ただし、当事者が日本法を準拠法とする明示の合意がある場合には、それは困りますと書く方が、刑事罰を科すには明確だと思います。実質的には外国的な内容のものであればいいのではないかということが前提ですよ。だけれども、それがはっきりしないから、外国法を準拠法とする合意が必要だとお書きになっているわけですね。しかし、その明確性よりは、違法なのは何かという明確性の方が当事者にとってはわかりやすいので、涉外性があればいいんだけど、日本法を準拠法とする旨の明示の合意があるのは困るというネガティブに書く方が、より明確ではないかと思います。時機におくれていれば、そういう意見があったというだけで結構でございます。

○竹下委員 竹下でございます。おはようございます。

今の道垣内委員の御発言についてですが、ただ、そうすると、どうしても涉外性のある事件というのが何なのか、涉外性のある事件と純国内事件の区別というのが別途必要となってくる、その区別をした上で、涉外性のある事件のうち日本法を準拠法とするものを禁止するという形になると思うのですが、そうすると、どうしても純国内事案と涉外的な事案の区別が必要になってきて、そのところがどうしてもなかなか難しいということで、現在のよう

な形に落ちついているのかなというのが私の理解で、何かポリシーについて私自身、定見があるわけではないのですが、恐らく道垣内先生のようなお考えをとったとすると、今まで議論してきたよりはかなり、外国法事務弁護士の方に担当していただける事件が広がるのではないかと、例えば不動産が外国にあって、当該不動産に関する物権に関する紛争なんかも当然に涉外性を有する、これは多分明確だと思いますので、対象とする、そのところについてはかなり、ポリシーのところで議論が必要なのではないかと思います。

○手塚委員 手塚でございます。少し整理をさせていただきますと、現行法でどうなっているのかということについての私の理解としては、当事者が国際的である場合、つまり少なくとも一当事者が外国法人であるとか、外国に住所を持っている個人であるという場合には、外国弁護士の方は日本法が実体準拠法の事件でも仲裁の代理はできるというのが今の制度だと思うので、涉外的な事案について、日本法だけが準拠法の場合は、外国弁護士の代理ができないというふうに言ってしまうと、今より狭くなってしまうのかなということを懸念しております。

私の記憶が正しければ、現行法上、日本法が実体準拠法でも当事者が国際的であれば外国弁護士の仲裁代理ができるのですが、国際仲裁事件になっていない遺産分割などについて日本人が当事者の中にいる場合には日本弁護士が関与すること、共同代理するなり意見を踏まえてやるということが要求されている、しかし遺産分割の国際仲裁については、そういう制限が及ばないという理解でおります。それを、いずれにせよ狭くするというのはちょっと問題で、日本の不動産の取引とか、あるいは日本法の契約について、当事者が国際的であるが、日本法が準拠法だから、日本の弁護士と共同で代理しなければいけないという要件を課すのはちょっと逆行してしまうと思います。

最後に申し上げたいのは、日本企業同士で、例えば大きな英国法に基づくプロジェクトのサブコントラクトの部分を日本企業同士がやっているんで、本体の元請契約に合わせて英国法を準拠法にする、あるいは、日本人同士ではあるがハワイの不動産の売買で、現地法の需要の方が高いというようなときに、これは当事者の国際性というものを満たさないわけですけども、そういうものについて実体準拠法が外国法と合意されていれば、仲裁代理を認めようというのが今回の趣旨だと思います。私の理解は、当事者の国際性で国際仲裁事件と認める範囲を今回、かなり実務に即して拡大すると思います。外国親会社の子会社も含むということなので、本当に外国準拠法が適用法だからということだけで認めなければいけないような類型というのは、実は日本企業同士とかそういうものなので、その外国実体準拠法の決め方がそんなに広くなくても実務的には需要は満たされるのではないかと思います。

長くなりまして、失礼しました。

○道垣内委員 私の理解は違っていました。当事者の涉外性と事案の涉外性は、「かつ」なんですか。「または」ですね。純粹日本企業でも国際的な事件ならオーケーにしようという趣旨ですよ。だから狭くはならないと思うのですけれども。

○垣内委員 今の点についてなんですけれども、先ほど竹下委員が言われた、事案が実質的に涉外性があるかどうかということについては、それ自体としてなかなか判断が必ずしも一義的でないという御指摘がありましたけれども、そのこととの関係で、現在の資料の記載で、先ほどの5ページの一番下のかつというところですが、これは、明示的に実体準拠法について外国法である旨の合意がはっきりとあるという場合であっても、何か実体的な権利義務な

いし法律関係は、実はこれは涉外性に乏しいではないかということで要件を満たさない場合もあり得ると、そういう趣旨でこのような記載になっているということになりますでしょうか。

○川副官房付 いや、実体的権利義務ないし法律関係が涉外性を有する場合のうち、準拠法が外国法と合意している場合を取り出しているので、実体的準拠法が外国法と当事者が合意している場合の中で実体関係が涉外性がない事案というのは、我々は余り想像していなかったという理解です。

○垣内委員 その趣旨は含まれていないというふうに。

○川副官房付 そうですね、はい。それは含んでおりません、こちらとしては。

○垣内委員 そうすると、例えば書き方として、「かつ」ということだと、両方が満たされている場合に初めて涉外性を認めるという話なので、例えば、御趣旨のようなことであれば、実体的な権利義務ないし法律関係が涉外性を有する場合、典型的には仲裁判断において適用される実体準拠法が外国法と当事者が合意している場合というような書き方も、あるいは考えられるのかなというようにも感じましたので、もし御検討の余地があれば御検討いただければというふうに思います。

○松下座長 今のような書きぶりだと、涉外性がある事件のうち、仲裁判断において適用される実体準拠法が外国法と当事者が合意している場合は典型的だけれども、そうではないものもあるということですかね。

○垣内委員 そのあたりは、その後のところで、さらに慎重に検討すべきと、ですから典型例については認めてもいいけれども、というような趣旨になるのかなと理解しております。

○川副官房付 まさに、先ほどあったように、対象となる不動産が外国にある場合とか、幾つか検討会でも御意見をいただいていたとは思っております。ただ、報告書案に記載させていただいたように、他の法律の適用範囲との関係で、これを法制的に取り入れることができるのかということで、慎重な検討を更にしなければならないのではないかと、こういう案にさせていただきます。

○出井委員 かなり色々な議論が出たので、私も頭の整理のために確認してのですが、報告書のこの部分、前半が、当事者が合意している場合を国際仲裁事件に含めることとし、とまとめ、その後は、さらに慎重にこれを検討すべきものとされたと、分けてありますね。前半の、今回、国際仲裁事件に含めて、恐らく法制上措置をするという部分、これは、改めての確認ですけれども、当事者が外国法を実体準拠法として合意している場合であって、しかし涉外性がないという場合はないと、そういう整理でよろしいですね。それからもう一つ、当事者が実体準拠法を外国法と合意している場合以外に、涉外性があるとして、今回、国際仲裁事件に含めるものもないと、そういう理解でよろしいでしょうか。後半の、さらに慎重に検討するところには入ってくるかもしれませんが。

○川副官房付 そうですね、後半部分ではなく、前段部分の理解としては、御指摘のとおりです。

○出井委員 前半部分について、当事者が外国法を準拠法として合意している場合以外に、涉外性があるというのは、それは議論としてはあるかもしれませんが、そうすると結局、当事者が外国法を準拠法として合意しているかどうかという要件認定とともに、それ以外に涉外性があるかどうかという要件認定をしなければならなくなってしまうと、やはり不明確になると思

いますので、私は今回の取りまとめとしては、先ほど申し上げたように、当事者が準拠法を外国法と合意していた場合というふうに整理するのがよいと思います。

○**松下座長** 実体的な権利義務ないし法律関係が涉外性を有するというのが、一番大きい丸で、その中に含まれている丸が、当事者が実体準拠法を外国法と合意している場合で、これが、以上を踏まえ、から3行の部分です。当事者が実体準拠法を外国法と合意していないけれども何らかの涉外性がある場合が、5ページの一番下の行から次のページにかけてで、さらにこれは慎重に検討すべきであるということで、特定の意見の決め打ちはしていないと、こういう整理と伺ってよろしいですかね。そういう内容を、実質を表現するために、5ページの下から3行目の、有するもので、かつというのをどう直したらいいかということで、例えば、有するもののうちという直し方とか、有する場合、典型的にはとかいう直し方とか、御提案をいただいたと思います。このあたりについては、実質がもし合意できているのであれば、冒頭申し上げましたけれども、書き方については、さらによい表現があるかどうかも含めて、こちらで引き取らせていただくということでよろしいですか。

○**道垣内委員** 有する場合、典型的には、では困るのではないですか。有する場合であって、合意があるときには、というのは正確だと思いますけれども。

○**垣内委員** それには反対です。有するかどうかというのは、法律関係の実質を見るところですね。例えば、当事者がどうであるとか、当事者はまた今回、別途となっていますけれども、法律関係の義務の履行地がどこであるとかそういった話であって、そうした観点は見ることなく、準拠法を外国法とする合意があれば、これはとりもなおさず実体的な権利義務が涉外性を有するのだという理解なのではないかと思います。したがって、前半が大きくなり、審査を二ステップするというではないので、そうだとすれば、その趣旨がよくわかるような書きぶりが望ましく、そうしますと、先ほど御提案のうち、涉外性を有するもののうちという書き方ですと、やはりちょっと誤解を招く、「かつ」と同様の誤解を招くのではないかという感じが私自身はしております。

○**松下座長** 先ほど大きい丸、小さい丸という説明をしましたが、小さい丸の内側の場合には、実体準拠法を外国法と当事者が合意していれば、それだけで、ほかの涉外性を見ることなく、国際仲裁事件と扱うということですね、垣内委員、多分この報告書の言いたいことも、原案はそういう趣旨ではないかと、その限りでは非常に明確、小さい丸の内側は明確だという説明ではないかと思います。

○**竹下委員** 1点だけ、いい例かどうかはよくわからないのですが、よく国際私法でも、いわゆる純国内的な事案についても準拠法合意ってできるのかというのは各国色々ところで議論がされていて、本当にあらゆる要素が日本と関連しているけれども、準拠法だけほかの国の法律にした、そういった事例は恐らく実務にはなくて、教室での頭の体操みたいなものなのかもしれませんが、恐らくそのときに、道垣内先生がおっしゃっていらっしゃるのと垣内先生がおっしゃっていらっしゃることで明確に判断が分かれてくるはずで、もちろん準拠法合意があるだけで涉外性があるという整理をしてしまえば一緒なのかもしれないのですが、恐らく、仮に準拠法合意だけで涉外性があるとは言いがたいという場合であったとしても、今回の報告書は、準拠法合意があればこちらで認めるというのが前提になっていると思いますので、その点について、私の見解といたしましても、明確性という観点から色々な妥協をしているような気はしますので、準拠法合意というものがあれば、いわゆるその他の要素が

全て日本国内と関連しているような場合であったとしても、外国法事務弁護士の方に頼むと
いったことを認めてもよいのではないかと考えております。

○道垣内委員 その点は結構ですが、黙示の合意も含まれるのですよね。そこは非常に不明確
になり得るところですけれども、あえて排除する必要はないのだろうと私は思います。

○松下座長 私個人の意見ですけれども、明示の合意と書いたところで、それで解釈が明確に
なるかという、そうでもない、この報告書では明示、黙示とは書いていないのですよね。

○川副官房付 そうですね。御指摘のあるとおり、合意がある場合としか書きようがないとは思
いますので、黙示の場合でも合意があると判断されれば、もちろん含まれることになると思
います。

○松下座長 今は5ページの下の方から6ページにかけての論点ですが、今のところは大体、
先ほどのようなまとめでよろしいですか、実質は。今の点でもよろしいですし、あるいはほ
かの点、2ページから7ページまでの国際仲裁事件の範囲全体について、ほかの点でも、今
の点でも、御意見をいただきたいと思います。

○竹下委員 1点、クларифアイをお願いしたいのですが、4ページ目のところの(2)のと
ころで、第2段落目、これらの意見を踏まえ、のところなのですが、恐らく、事務局からの
御説明によると、発行済み株式または持分の過半数を有する者、この者が単数であるという、
1人であるという前提の御説明だったかと思うのですが、今これだけざらりと読むと何と
なく、色々な複数の人が持っていて合わせて50%でも、過半数でも構わないようにも、最
初に一読したときには私、あれ、これはどっちなのかなと迷ったところがありましたので、
何かポリシーについてどちらがいいということではないのですが、とりまとめとして単一の
者である場合を念頭に置くならば、表現を修正した方がいいかもしれないです。

○松下座長 原案の趣旨としては、単数ですね。

○川副官房付 そうですね、とりあえず単数が委員の皆さんの一致した御意見をいただいてい
たと思っていますので、単数を前提に記載させていただいておりました。

○松下座長 前回は議論があったかと思いますが、外国に株主がいるのだけれども、それが拡
散しているような場合に、典型的に外国にいる人に日本子会社の意思決定がコントロールさ
れているかという、そうとも言いがたいのではないかというような御指摘があったので、
典型的にはこういうものをまず考えているのだという書き方になっているのだと思います。

○竹下委員 日本語だとどうしても単数形と複数形がないものですから、若干これは複数と読
むこともできるかなと思われましたので、クларифアイのためだけ、御検討いただければと
思います。

○松下座長 単数形を明示するのは、日本語では難しいかもしれません。例えば、株主が持分
の過半数を単独で有するなんていう書き方をすると、あるいははっきりしますかね。その下
の段落で、他方、これに類するケースということで、親会社、子会社、孫会社がいて、孫会
社については子会社と親会社が合わせて過半数を持っている場合なんかも入っているとい
うことで、ここは複数の記載ですよね。それと対比されているので、これらの意見を踏まえ
の段落の2行目のものは単数のつもりだったと思うのですけれども、はっきりさせるために、
例えば単独でというような文言を加えるということで趣旨を明らかにしたいと思います。

○コーニー委員 先ほどの国際仲裁事案の適用範囲について、自分の考え方をまとめて共有さ
せていただきたいと思うのですけれども、基本的に竹下先生の御意見と同じようで、ケース

先生が前回伝えたように、案件の契約関係の準拠法が外国法である場合、そして、ほかの双方当事人の一方の当事者の権利履行義務、対象となっている財産等、追求している救済措置等が海外に存在している場合、そのいずれがあった場合は国際仲裁事案として定義すべきではないかと思っていて、その判断は、その要件は当然、法律上明記することができるかと思えますけれども、最終的に判断するのはやはり仲裁廷になるべきではないかと思っていて、シンガポールの場合もそうなのですね。シンガポールの国際仲裁法は、国際仲裁事案はどういう事案になるかについての明確な要件がざっと並んでおりまして、実際に対象となっている事案がそれに該当するかどうかの判断をするのは仲裁廷になるのですが、なので、これはこの議論で定める必要はないかもしれませんが、外国の重要な要素、外国での履行がある、あるいは当事者の合意している準拠法が外国法である等々は、やはり細かい条文になるかと思えますので、それが1点と、あとは、先ほどの話にありましたように、当事者が外国法に本当に合意しているかどうか、それが不明確な場合、恐らくそのような議論になっているような事案であれば、ほかの国際的な要素があるかと実務上、思います。純粋なドメスティックな案件ですと、日本法が適用法かどうかという疑問もそもそも生じないと思います。なので、総合的に涉外性があるかどうかという観点から考えるべきだというふうに、法律はそのような観点から考えるべきかと考えます。

○松下座長 ありがとうございます。

○出井委員 今回のコーニー委員の御発言ですが、コーニー委員の御指摘のとおり、これは法律の要件に書くというよりも、恐らく解釈問題になるのだと思います。コーニー委員がおっしゃったことの中で、準拠法合意以外の涉外的要素、これは、先ほど整理していただいたように、この報告書でいうと、さらに慎重にこれを検討すべきものという方に分類されるということであると思います。竹下委員も、そこはそういう御意見でよろしいですか。

それから、これも解釈運用の問題なので、この検討会で何か結論を得るという問題ではありませんが、今出てきた涉外的要素であるとか、それから、準拠法の合意があったかどうか、この判断を最終的にするのは誰かということです。もちろん仲裁手続では仲裁廷が判断するわけですが、前回議論になったように、弁護士法72条の問題、あるいは、この代理の問題が原因として仲裁判断の取消しが申し立てられた場合、要件の判断を最終に行うのは刑事の裁判所であり、取消審の裁判所であるということだけは申し上げておきたいと思います。あくまでも最終的にということですが。

○松下座長 問題となる場面によって判断者が違ってくるというのは当然の御指摘かと思いますが。

それでは、第2、2ページから7ページまでで、今御意見をいただいているのは、4ページのちょうど真ん中ぐらいですけれども、「これらの意見を踏まえ」の次の行、発行済み株式または持分の過半数を単独で有するという、単独でを加える、単数であることを明らかにするという御提案をいただいています。それから、次の5ページの下から4行目から3行目にかけて、「実体的な権利義務ないし法律関係が涉外性を有する場合、典型的には、仲裁判断において適用される実体準拠法が」云々という部分、そして、6ページの(2)の2行上ですね、その上の行から読むと、主たる争点の準拠法が外国法と当事者が合意した場合、こういう御提案をいただいているということですのでよろしいですか。

「第2 国際仲裁代理について」は、ほかの点はいかがでしょうか。もしまた必要なら戻

ることにいたしまして、次、国際調停代理について御意見をいただきたいと思います。資料では7ページの上の方ですね、「第3 国際調停代理について」から、9ページの上の4行までです。どなたからでも、どの点でも結構ですので、御意見をいただきたいと思います。

○出井委員 前回の議論を踏まえて、報告書の書きぶり、おおむねこの方向でよいのだと思います。特に、調停事件の類型ですね、これは無理のない範囲でというふうに前回申し上げた、現に国際仲裁事件が行われている商事関係ですか、こういうものに、まず限って、その並びで国際調停事件の代理についても外国弁護士等の関与を認めるという方向でよいのではないかと思います。

1点、指摘しておきたいことがあります。今日配られている各機関のヒアリングにもあらわれておりますとおり、今回恐らく除かれることになる家事事件の調停の代理については、実務家サイドからも、外国法、それから外国実務の知見を有する外国弁護士等が代理人として関与することを認めるべきであるとの声があり、これは一定のニーズはあるのだと思います。また、家事事件については日本法の強行法規が関係することが多いというのはそのとおりなのですが、同時に外国法の強行法規、あるいは外国の慣習、プラクティス、それから文化が関係する事案も多いわけですから、その観点から外国の法律実務家が代理人として関与するニーズも多いというのは、それなりに理解できる場所ではあります。

他方、前回申し上げたように、ニーズがあるからといって今回、そのまま外国弁護士等の代理関与を認めてしまうというのは、そこはもう少し慎重に考えていかなければならないのではないかと思います。なので、私も、家事についてニーズがあるからといって、今回、代理を認めるべきであるということを申し上げるつもりはありません。さらなる検討が必要であるということであると思います。

特に、これも前回、指摘があったように、国際仲裁事件は主に法人を念頭に置いているわけですが、それと並びで要件を考えますと、家事の場合は個人ですので、個人の場合に果たして住所地ということだけでよいのかという問題とか、それから、先ほど手塚委員から別の論点で触れられましたが、日本の弁護士の共同代理、あるいは助言関与というものもあわせて規定すべきではないかとか、さらなる検討が必要であると思いますので、結論としては、家事事件等は今後の検討と、家事事件等を含め、商事以外のものですね、これは今後の検討という整理でよろしいのではないかと思います。

○松下座長 ありがとうございます。今の点についてはいかがでしょうか。報告書としては、9ページの一番上の行からで、本検討会としては、外国法事務弁護士等による商事紛争に関する国際調停事件の代理について規定の整備を要望するというつくりになっていて、今の出井委員の御発言は、商事紛争以外の家事紛争等について同等に扱うか、ニーズを踏まえて今後の検討に委ねるべきではないかと、そういう御意見ですね。

○出井委員 ニーズは結構あるところなので、可能であれば、この報告書に、それは今後の検討課題であるということは何らかの形で残していただくことを御検討いただければと思っております。

○松下座長 今の点はいかがでしょう。

○竹下委員 私自身も第1回の多分、最後のところで、家事の問題等については別途要件を検討する必要があるという発言をさせていただいたかと思ひまして、ただ、やるとなったら何か考えなければいけないのかなということで、一つ、たたき台のような、たたき台にもなら

ないかもしれないのですが、恐らく議論のスタートポイントは、現在の国際仲裁事件について書かれている、この当事者の全部または一部が外国に住所、もしくは主たる事務所、もしくは本店を有するものである場合、個人であろうから住所ということだと思いますが、当事者の一部が住所を有する場合に、国際調停事件で外国法事務弁護士の方等にお問い合わせということからスタートにして、一般法としてそれを想定して、仲裁可能性のあるところについては今回、議論をしていますので、仲裁ができるような事件については仲裁と平仄をそろえて、さらに少し広げる、何かそういったことができるのかなと、仲裁可能性のあるところは今回の議論をそのまま反映させて、それ以外のところはもう、当事者の1人が外国に住所がいれば認めるといったのが多分、たたき台の最初なのかなと思っていたところでございますが、当然、時間もないところでし、今、出井委員がおっしゃられたように、やはり慎重な検討が必要であると思います。その意味では今回、報告書の取りまとめとして、まずこの商事紛争について関係機関に要望を行い、かつ、その他の問題についてはさらなる検討が必要であるという報告書にすることには私も賛成でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

○コーニー委員 商事紛争の問題解消のやり方として、商事紛争の仲裁と調停について、国際商事契約書の中に仲裁合意がある場合、その前提あるいはもう一つの選択肢として、仲裁に行く場合はまず調停をやるという定めがあるのは多いのです。調停で解決して、だめでしたら仲裁に行きますというような条項なのですけれども、多段階的紛争解決条項というものだと思います。例えば日本で仲裁と調停をやるのであれば、調停の代理を務める人と仲裁の代理を務める人、その要件が異なっているとすれば、依頼者の立場からして、調停でお願いした弁護士、例えば誰かをお願いして、そして同じ人を引き続いて仲裁にやってもらいたいと思うのであれば、仲裁と調停の要件が一致していないとお願いできないのです。要件が異なっている場合ですと、途中で代理人をかえないといけなくて、それが相当不便であり、コストがかかるでしょうから、商事調停の代理人の要件については、調停と仲裁を一つのセットで、そういう問題に直面する依頼者は必ずあるということをやはり念頭に置いておく必要があるかと思えます。

○松下座長 ありがとうございます。実務的なニーズとしては全くそのとおりではないかと思えます。ただ、調停の場合には調停地という概念がないとか、全くイコールにはできないので、必要なところは差をつけざるを得ない部分もあろうかと思えますけれども、基本的な方向としては御指摘のとおりかと思えます。

○垣内委員 今、コーニー委員の御指摘の点については、この報告書の内容で申しますと、少なくとも仲裁合意がある場合については同様な範囲で、調停についても代理を認めるということですので、その限りではカバーされているところがあるのかなというように思います。問題は、仲裁合意が全くない場合に、調停の事件での代理をどこまで認めるかということで、それについて8ページ等で検討がされているということかと理解しております。

あと、家事等の取り扱いについては、先ほど出井委員がおっしゃられた意見に基本的に賛成で、報告書の基本的なまとめ方としては、現在提案されているようなものでよろしいかと思えますけれども、強いて言えば、家事等についてはニーズの有無等を踏まえつつ今後もさらに検討が必要だといったようなことを書き加えるということは、一つ考えられるのかなという感じはしております。

○**松下座長** 出井委員も、ニーズがあるから直ちに認めるかという話ではなくて、そこはもう一つ政策判断が加わるという御発言をされていたと思いますので、ニーズの有無やそのニーズの中身も踏まえて、今後検討するという御提案かと承りました。

○**出井委員** 私ばかり発言して申しわけありません。今、コーニー委員、垣内委員が御指摘のところなのですが、この報告書の書きぶりとして、御指摘の7ページの終わりから8ページの最初の段落にかけてですね、要するに、仲裁合意があるものについては仲裁付託前であっても調停の代理ができると、そういうふうに読めますし、また、前回の議論も、そこはまさに特段の異論がなかったということであるかと思います。ただ、法制化段階での書きぶりとして気になるのが、今回、その後のところで、国際調停事件を、必ずしも国際仲裁事件の仲裁適格があるもの全部ではなくて、その中で商事に限るというふうにしていますよね。そうすると、そこからはみ出た部分について、これはあまり実務的には考えられないと思いますけれども、万一、仲裁合意があった場合に、そうすると仲裁合意があるから仲裁代理はできるけれども、今度は調停代理ができないということになってしまわないか。何度も申し上げるように、もしかしたら講学上の議論で、そういう場合は実務上はほとんど想定できないようにはと思いますが、法律を書くときに、そこはできるだけ、仲裁合意があるものについては、これは前回、意見の一致を見たところですので、調停の代理も同じ範囲で認められるような書き方ができれば、可能な範囲でやっていただきたいと思います。ここは法制上の問題なので、そういう意見だけを述べておきたいと思います。特に報告書にも反映させる必要はありません。

○**川副官房付** どこまで書けるか、今後また検討させていただければと思いますが、方向性については十分重く受けとめていきたいと思っております。

○**松下座長** 8ページの真ん中ぐらいにある、この点についてで始まる段落の4行目ですか、企業間の取引紛争等の商事紛争という書き方になっていて、これを実際に法律にするときにどうなるのかは、なかなか書きぶりとしては難しいと思いますが、ただ、実質はこういうことですね。こういう紛争について調停代理を認めるというのが基本的な方向だということですね。

○**コーニー委員** もう一点ですけれども、少なくとも、少なくともと言っていいと思いますけれども、商事紛争の調停につきまして、その代理を務める日本の弁護士ではない方の資格を考えると、こちらが外弁登録をしている外国法事務弁護士という前提になっているというふうに理解しているのですが、そのとおりですか。報告書の趣旨としては、いわゆる外国法事務弁護士しか代理できないという前提になっていますか。

○**川副官房付** 国際仲裁代理も、外国法事務弁護士のできる国際仲裁事件の範囲と同様の事件について、外国弁護士の方にも事件の範囲としては同じものを認めておりまして、このところは検討会でまだ議論はさせていただいていないかもしれませんが、国際調停事件が今後、規定された場合には、国際仲裁事件の場合と同様に、外国弁護士の方の代理も、何らかの要件が付加されるかもしれませんが、認める方向になるのではないかというふうに考えておりました。登録していない外国の弁護士の方という趣旨ですよね。

○**コーニー委員** そうですね、はい。

○**川副官房付** そこは国際仲裁事件の場合と同様な形で規定するのがいいのではないかと思っております。

○**松下座長** 等という言葉の難しいところなのですが、報告書案の1ページの「第1 はじめに」, 「1 検討会設置の経緯」の次の本文で、外国法事務弁護士と外国法事務弁護士登録をしていない外国弁護士, これを合わせて外国法事務弁護士等と冒頭に定義していて, 7ページ以下にある国際調停代理については, 外国法事務弁護士等, つまり, 外国法事務弁護士登録をしている人と, それから登録をしていない外国弁護士, 両方を基本的に記載の対象にしているという理解でよろしいですね。

○**川副官房付** そうですね。外国弁護士の方も範囲として書かせていただいている, 9ページ以下の国際仲裁代理のときの要件と同様の形で, 今後どうなるかというところもありますが, 国際調停事件についても代理ができるようになるという形を考えているということです。

○**松下座長** 国際調停代理については, どのような紛争が対象となるかあたりが多分, 中心的な論点で, 前回, 前々回から御議論いただきましたけれども, 報告書の記載としては, 先ほど出井委員から御指摘があったことを踏まえると, 9ページの一番上の段落, 上記の議論を踏まえという段落に若干の加筆をすることになるのかなと思います。現状は, 本検討会としては, 関係機関に対し, 商事紛争に関する国際調停代理についての規定の整備に向けて要望するとなっていますが, 「関係機関に対し」の後に, 今から述べるようなことをつけ加えることになるのではないかと思います。国際調停事件の対象事件の範囲については, 今後のニーズ等も踏まえ, 引き続き商事紛争以外の家事紛争についても検討されていくべきものとされた一方で, まずは, ここで外国法事務弁護士等による商事紛争に関する国際調停代理についての規定の整備に向け要望するとなっています。つまり, 本検討会としては二つのことを考えていて, 商事紛争以外の家事紛争については今後のニーズ等も踏まえて検討すべきですと, それから, 商事紛争に関しては外国法事務弁護士による国際調停代理について規定を整備するよう要望すると, この二つを内容とするということで, てにをはについてはまだこれから直すかもしれませんが, そういう加筆をするという御意見をいただいたということによろしいでしょうか。

○**垣内委員** 確認をよろしいでしょうか。その点については全く異論はありません。先ほどの仲裁合意がある場合の取り扱いについて, 8ページの上から三, 四行目のあたりで, 現行法上は仲裁付託前の調停手続の代理ができないと, これがアンバランスなので解消すべきだという意見について特段の異論はなかったということが確認されているのですけれども, この点を法制上明確化するということは, 先ほどの9ページの冒頭の趣旨には含まれているということなのか, それは必ずしもそうではないということなのでしょう。

○**川副官房付** その趣旨も含まれているものとして考えておりました。具体的にどういう法制になるかは, まだ検討が必要かとは思いますが, その点についても何らかの整備が必要であればするというので, 方向性としては含まれているものと考えておりました。

○**垣内委員** わかりました, そういう趣旨であれば結構です。

○**松下座長** それでは, 第3の国際調停代理についてはこのぐらいにしてよろしいでしょうか。必要であれば随時戻っていただくことにして, それでは, 「その他」の論点について御意見を伺いたいと思います。具体的には, 資料の9ページと10ページにある「その他」の部分で, 特に9ページの上の方に①, ②とありますが, ②のいわゆる外国受任要件について御意見を伺いたいと思います。もう今日は取りまとめですので, 検討会としてどのようにこの問題を取りまとめるべきかという観点から意見交換をいただければと思います。この点につい

ては、本日御欠席の加藤委員から御意見をいただいていますので、これを事務局から報告をお願いします。

○川副官房付 報告させていただきます。加藤委員からは概略、以下のような御意見をいただいております。外国受任要件の撤廃については、この要件の存在による具体的な支障があるかどうかというよりは、日本に国際仲裁を呼び込むための環境整備をどれだけ進めたいかという政策的な観点から見たときに、この要件が存在することで解釈の確認の手間や争点を惹起する可能性を考慮しなければならない、そのような負担を当事者が負うことになることについてどのように考えるかという問題ではないか、ユーザーの立場からすれば、そのような要素は少ないことが望ましいと考えられる、もっとも現在の報告書案の結論部分、すなわち、上記議論を踏まえ関係機関において十分検討の上、必要な対応をするよう要望するという結論には異存はない、このような趣旨の御意見をいただいているところでございます。

○松下座長 要件があると、その確認をしなければいけないので、そういうのはなるべく少ない方がいいというのが加藤委員の御意見の骨子かと思います。外国受任要件について、どの点からでも、どなたからでも御意見をいただければと思います。

○垣内委員 今の加藤委員の御意見は、既に前回か、あるいは前々回の検討会でもおっしゃっていただいたことかと思いますが、また、その点に関係して、要件確認のコストという話の一つのあらわれということになるかと思いますが、これは前々回だったかと思いますが、道垣内委員の方からその点について、仲裁手続での争いを誘発するようなおそれも存在するといったような御指摘もあったかと思いますが、そうこう考えますと、今回の9ページの下から2行目から1行目にかけて、本要件の存在によって具体的な支障を生むことはないことを確認し、という記述があるのですけれども、支障は全くないと言い切ってしまうてよいかどうかというところについて若干、ちゅうちょを感じるころがあります。報告書全体の方向性としては、特に私は異論はないのですけれども、ここの部分の書きぶりについては、例えば、直前の具体的な記述、すなわち外国において受任が承諾されるといった依頼または受任の方法等を禁止するものではなく、とあるところの、禁止するものではないことを確認し、とするだけでも、ここでの議論は十分に反映されているかなとも思われますので、本要件の存在によって具体的な支障を生むことはないことを確認し、という文言まで加えるかどうかについては検討の余地があるのかなという印象を持っております。

○松下座長 私も、加藤委員の御意見を反映するとすれば、具体的な支障を生むことはないことを確認できると書いた上で、しかし別の意見もあったというような書きぶりですね、こういう方向の意見が多かったけれども、ただ、こういう指摘もあったというような書きぶりが一つ考えられるのかなと思っておりました。

○道垣内委員 私も垣内委員と主観的には同じだと思っていますけれども、この言葉がここありますと、現行法のまま放置しておいても特に問題はないので、念のため改正するのならどうぞというか、余り積極性が見られないような印象です。できればこんなものはない方がよいというトーンではない。それともう一つは、本当にこんな解釈が通るかどうかは保証の限りではないですね。たまたま日本に来ていて日本で受任しましたという場合、外国において依頼・受任に該当するというのは、相当なハードルを越えての読み方だと思うので、やはり危ないのではないかと思います。ここまで刑事罰に関わるような解釈を示すのは、検討会としてはやや危険かなと思います。もう少し、現行法では支障がある、あるいは慎重な人

は控えてしまう、そういう弊害があるということがわかるようにしてはどうでしょうか。改正した方がいいというトーンのものにしてはどうかと思います。

○亀井委員 ありがとうございます。亀井でございます。今まさに、支障を生むことはないことを確認しというのが何か宙ぶらりんで、これで、では、どうなるのと、この委員会としてどうなるのということもそうなのですが、当事者として立ったときに、ここに書いてあるから大丈夫だという、確かに自信を持って気にしなくていいのだと言える、判断できるかと言われますと、やはり多分、困るだろうということもございますし、それから、ここの末尾が非常に、関係機関において十分検討の上、必要な対応をするというのが微妙に、具体的に何をされるのかというのがよくわからなくて、ほかのところと少しやはりトーンが違うということがありまして、非常に、まさに報告書を手にとっても困惑をするという気がします。今、垣内先生、道垣内先生がおっしゃったように、はっきりと意義を認められないとまでは言いませんけれども、なかなかここを争うような余地を残すような報告の結末とはしていただきたくないというふうに思います。ありがとうございます。

○垣内委員 念のためですけれども、私自身は両論があったというように理解をしておりますので、廃止すべきだという方向で報告書をまとめてほしいということでは必ずしもありません。ただ、確認したというところは全体として確認したという趣旨の記述かと思いますので、その部分については少し検討をお願いできればということでございます。

○手塚委員 手塚でございます。依頼の際の便宜であるとか、あるいはリスクがあるから抑制効果がないとか、そういう議論もあるとは思いますが、他方でやはり一番大事なのは、カリフォルニアのように、例外として国際仲裁事件について外国弁護士が扱う場合にはカリフォルニアの色々な規制に服するという制度もないのに、従来、外国受任要件というものを認めるときの立法経緯等も余り考えずに、かつ、どれだけ支障があるかということの具体的な事実もないのに、つまり立法事実もないのに、ここを全面的に削除するということに対しては、私は慎重であるべきだと思います。それは物事の一面しか見ていないのではないかという批判を覚悟しなければならない話であると。やはり外国法事務弁護士の方とは違って、日本の弁護士会の監督であるとか倫理規制、こういうものにも服さないわけですから、例えばオフィスを設けて色々と宣伝される、これも全く自由ということになりかねないわけですね。そのあたりの議論をしないまま、この規制を撤廃するというのは、私は拙速だと思います。だから、この要件が本当に弊害を生んでいるのだったら、その弊害がない範囲でやればいい話だし、完全撤廃ということと言われるのであれば、カリフォルニア的な、日本の規制、倫理、こういうものを導入するということも含めて手当てをした上で撤廃すべきであるというふうに考えます。

○道垣内委員 立法事実と言えるかどうか、まだわかりませんが、実際について最近、JCAAに申し立てがあったケースでは、外国当事者を外国の弁護士で日本の外国法事務弁護士ではないと思われる方だけが単独で代理して申し立てがされました。そういう場合には、日本法上適法か否かについて確認が必要になるわけですが、説明がかなり長くなってしまいます。こういう条文になっていて、この点との関係でもしかすると違法かもしれないので御確認いただけますかという問合せをすることになります。今の段階では、当該事件では、では、検討しますという段階なのですけれども、とにかくそんなことを云々されることについて外国の弁護士としては驚くと思います。日本の条文は非常にわかりにくいし、それを読ん

で、もしかすると違法なのかもしれないと思わなければいけないこと自体が、ちょっといかなものかと思われてしまうのではないかということです。これまでの例では日本の弁護士さんも一緒になって申し立てをされてきていたのですが、そうでなく、外国の弁護士が単独で代理人として申し立ててこられたケースがあるということです

今、手塚先生がおっしゃった中で、第2の方は、ない方がいいと思うのですが、第1は存在するわけですから、全くの素人さんがやってくるわけではなくて、いずれかの国の弁護士法の規制のもとにある方が代理をしてきているということで、私は十分ではないかと思っております。

○手塚委員 立法事実に関わる話ですので、少し具体的に明確にさせていただきたいのですけれども、なぜそれが問題になったのかということで、要するに、日本にオフィスを立ててその方が日本で受任されていたとすれば、それは現行法では本来、違法なわけで、そのことをJCAAが指摘したのであれば、それは健全なコンプライアンスの問題であって、そのこと自体が現行法の弊害だとは私には思えません。仲裁の秘密性という点から、どこまで事実を開示していただけるのかわかりませんが、私は抽象的な議論で現在、弊害が起きているというふうに事実認定できるものではないと思うのです。もしその件で、例えば委任状に記載の受任外国弁護士の活動するオフィスが日本ではなくて外国になっていて、事実として海外で受任したということが認められるのであれば、現行法でも何の問題もないわけですので、私はこの検討会として、今事実開示があった範囲のことで現に支障が起きていたというふうに事実認定するのはいかなものかと思います。

○松下座長 先ほどの道垣内委員の御指摘は、冒頭御紹介した加藤委員の御意見とちょっと通底するようなものがあるような気もして、加藤委員は、要件を確認すること自体のコストという話をされたわけですが、道垣内委員は、要件に該当するかもしれないリスクのお話をされたと私は伺っていて、前回以来、議論になっているのは、それをどう考えるかという話かなと思います。

○道垣内委員 今の御質問にお答えするとすれば、日本にはオフィスはもちろんありません。ないので、受任地がどこなのかということが問題になるわけですね。もしかして日本で受任していたら問題なわけですが、恐らくそうではないと思います。しかし、そこは日本法がこうなっている以上は注意を喚起することはあってしかるべきだと思い、申し立てに対して通知をしているという段階だということでございます。

○コーニー委員 まず、出発点からしますと、私とケイス氏は国際仲裁については、外弁の登録していなくても、日本に滞在している外国法弁護士、あるいは国外に滞在している外国弁護士は、いずれも代理をする権限があるべきと考えています。それは通常、シンガポール、香港のプラクティス、法律と同様です。そもそも、これは皆様、さまざまな御意見、御知識があるかもしれませんが、外弁制度はなぜ導入されたかという点、私の理解では、日本の個人の消費者を守るための制度だったと認識しています。ですから、日本で外弁の登録せずに日本の個人の消費者に対して外国法に関する助言をしてはいけないようにしないように導入された制度だと認識しています。

それはそれでよいと思いますが、今回の対象問題は、個人の代理ではなくて法人の代理なのです。国際仲裁は通常の場合、国際仲裁に関与する法人は、ほとんどの場合は大企業です。大企業はみずからの立場を戦ってくれる弁護士を検討するときは、当然ちゃんとした弁

護士，経験のある弁護士，一流法律事務所に所属している弁護士を選択するわけです。わけわからない小さい誰も知らないような個人事業をやっている弁護士を大型仲裁事件の代理人として選択する当事者は一社もないと思います。なので，外弁法がそもそも守ろうとしている依頼者は，今回私どもが議論している依頼者とは全く違うものだとして理解しています。なので，外弁の登録をしている必要性はないというふうに考えています。

そして，手塚先生の御指摘にはあったと思いますけれども，海外から来られた外国弁護士は日本の弁護士の倫理等に従わなくてよいではないかということをおっしゃったかと思いますが，当然，海外の弁護士が日本に来て，みずからの行為については海外の弁護士の会の倫理は適用されるのは普通です。私は今，日本にいますが，イギリスの弁護士の倫理も適用されますし，オーストラリアの弁護士の倫理，規則等が適用されるので，全く無法地域に来て何でもやりたい放題ということにはなりません。

あとは，9ページの第2要件ですね，海外で依頼された，または受任したという要件の必要性の趣旨としては，こちらに記載されているとおり，外国法事務弁護士ではない外国弁護士が日本に来て事務所を構えて集客を図るということを防止するために，この要件が定められたというふうに書いておりますけれども，このリスク，この可能性は事実上全くないと我々外弁は考えております。日本に来て集客をしようとする外国法事務弁護士がいるとすれば，その人たちは日本に来てきちんと外弁登録をしてから集客を行うことが通常なので，このようなリスクは非常に非現実的だと思います。わざわざ海外から日本に来て，長期間ホテルに住んで，高い食べ物を食べて，観光とまぜて，件数の少ない日本の国際仲裁市場で案件を引っ張ろうとする弁護士は，私は一人もいるということは聞いたことはありません。なので，非現実的な懸念事であろうと考えます。

また，これらの問題について依頼者の立場から考えないといけないという出発点に戻らないといけないと思うのです。大きな仲裁案件については，依頼者は自分のよく知っている以前お世話になっていた外弁，あるいは日本の弁護士に依頼するのは通常です。ですから，外弁法の保護は全く必要ないと考えておりますので，この点については外弁登録，あるいは海外で依頼された，または受任したという要件の必要性はないという見解を持っております。

○松下座長　ありがとうございました。

前回以来，こういう状況なので，なかなかこの検討会では一本でまとまったという書き方は難しいかなという気がしております，何かこの段階で，よろしいですか。

○川副官房付　今の原案も両論併記という形では記載させていただいているつもりなのですが，それでも。

○松下座長　現在，9ページの真ん中ぐらい，検討会においてはから始まる段落は，要件の存続に合理性があるのか疑問であると，だから撤廃しろという意見が書いてあり，その下の段落，一方で，で始まる段落は，この要件はなお残すべきであるという書き方になっていて，最終的には9ページの一番下の行から次のページで，本要件の撤廃の是非については関係機関において十分に検討してほしいということで終わっていて，特定の方向性を出していないのです。ここまで議論して，なかなか間が埋まらないとすると，3回で終わるこの検討会としては，ここまでがぎりぎりかなというのが私の現時点での判断です。

○出井委員　取りまとめとしては，これまで3回の議論を踏まえて，両論併記と受け取られるような取りまとめにさせていただきたいと思っております。色々な限界事例が出されて，議論

が細くなり過ぎているような気がします。外弁法58条の2で何を認めたかということをごひ想起していただきたいと思います。これは、外国に本拠を有して活動している外国弁護士の方が、いわばフライイン・フライアウト、平成8年のときにはトリップビジネスと言っていました。フライイン・フライアウトで日本にやってきて仲裁手続の代理を行うと、フライイン・フライアウトが弁護士法上どうなのかという問題はありますけれども、少なくとも国際仲裁代理については明確に適法とすると、それによって国際仲裁事件の日本における活性化を図っていくと、そういう趣旨であったという理解です。

したがって、外国に本拠を有している人がフライイン・フライアウトで日本にやってきて仲裁手続代理を行うということからすると、特にこの通信手段が発達した現代においては、通常は海外で受任したことになるわけですね。したがって、だから②の要件は①の要件に加えて要らないのではないかという議論にもつながるかもしれませんが、他方、②の要件があることによって、先ほど9ページの末尾で確認した、それによって外国において受任が承諾されるといった依頼または受任の方法等を禁止するものではないということも出てくるわけです。したがって、ここは表裏から同じことを言っているだけであるという理解です。私は①、②の要件をこうやって分節するのではなくて、一体として考えればよいのではないかと考えております。

大事なことは、今ゼロから要件を設定するのであれば、まさに①に加えて②の要件を設けるべきかということをごけんけんがくがく議論して、精緻な議論をやっていただいて構わないのですが、現に②の要件はあるわけですね。それを今回、取り去るということになった場合は、やはりそのメッセージ性というのは注意していただく必要があるかと思います。

先ほどコーニー委員から、報告書案の9ページで書かれている懸念は現実的ではないというお話がありましたが、これも大きな事務所に所属されている方々を念頭に置けばそうかもしれませんが、これからたくさんの外国弁護士が日本で活動することになりますし、仲裁事件もこれから日本でたくさん起こってくるということが想定されている、まさにそれを意図するわけですから、必ずしも現在どうであるかということだけで、懸念がないと言い切ることはできないと思います。

したがって、②の議論は不合理で要らないのではないかという議論、それから、そういう要件があることによって議論の手間がふえるのではないかというのは理解できるころではありますが、やはりそこは、現にある法律の要件を変えるという議論は慎重にさせていただきべきであるというふうに考えております。したがって、結論としては、今回のこの取りまとめの方向でよいかと考えております。

○手塚委員 手塚です。私も検討会としてはこの点は両論併記ということをお願いしたいと思うのですが、コーニー委員の発言の中で、やはり私としてはぜひ申し上げておかなければいけない点が幾つかありますので申し上げますと、まず、仲裁は大企業がメインだとおっしゃっているけれども、日弁連等では今後、アジアなどに進出していく日本の中小企業も仲裁のメインのユーザーとして仲裁というものを理解していただき、活用してもらおうということをご非常に真剣にやっておりますから、仲裁が大企業だけのものであるかのような事実認識に基づく御発言というのは、やはり私としてはちょっと、事実として今、日本で議論されていることとは離れているのではないかという懸念を持ちます。中小企業が利用者として出てきた場合に、日本の弁護士会のルール等によって規制されない、外国法事務弁護士でない、登

録のない弁護士との関係で、どういうプロテクションが必要なのかということもきちんとお考えいただく必要があると思います。

それから、外弁登録のない弁護士は本国の方の規制で十分規制されているとおっしゃいますが、それを言うのでしたら、外国法事務弁護士も本国の規制だけで十分ではないかという議論もできるわけで、規制の実効性、それから国内で行う規制としての相当性、これは明らかに違います。例えば、弁護士倫理の中の利益相反事件について、過去に行った事件あるいは共同事務所の中で別のパートナーが行った事件について、どのような範囲でコンフリクトありとみなすのかどうかという点については日本の規制とイギリスの規制は違うというふうに認識しています。違う規制にしか服さない方が日本で日本の規制から見れば、本来だったら依頼人の同意をとらなければいけないものについて、外国の規制では、そんなものは要らないのだという議論が出てきたときに、本当にそういう規制なのかどうかを調べる手間を、これは相手方ユーザーに負わせることにもなるわけなので、私としては、そういうことが、日本に拠点を設けて広く活動するような方が出てきた場合にどうなのかということのリスク、これは無視できないと思います。

最後に、日本で外弁登録もせずに幅広く事業活動しようという人はいないはずだという議論、これも外弁法をつくるときに、そのあたりの議論は私としてはもう議論済みなのではないかと思います。むしろ①の要件というのは、日本でオフィスを立ててやろうということであれば外弁登録をしていただく必要があって、日本の例えばどこかの法律事務所のアソシエートとして、あるいは外国法事務弁護士のアソシエートとして代理人そのものになるということについては、基本的にはここではできないということなのだと思います。それは、本来10人の体制でやるべきところを1人だけ外弁登録をして、その人の監督下に服しているという外形をつくり、弁護士会の会費も1人分しか払わず、色々な倫理規定等についての責任も1人のパートナーしか負わず、しかし10人全員で代理人であり、場合によっては監督に服さなくてもいいということだと、それはやはり問題であろうということかと思います。

○竹下委員 多分、ずれるところで、あくまで議事録への記録のためということですが、私、別に報告書に反映してほしいということではないものの、今、報告書が撤廃の是非という形で議論が構築されていて、それはそれでいいと思うのですが、私個人の意見だけ議事録のために残しておくとするならば、個人としては、②の要件を撤廃するかどうかのポリシーは両方あり得る、ただ、残すとするならば、個人的にはやはりもっと実質を反映したような文言にする、例えば、①だけの要件にして、別の要件で外国弁護士は日本において法律事務を継続して提供することができないとか、ないしは、①の要件に加えて、その国における業務として受任した場合とか、何か②の要件が規制する目的自体は十分あり得るような気はしていて、ポリシーとしてはどちらもあると思うのですが、そのポリシーの議論とは別に、仮に残すとしても、文言を修正する議論をする可能性があるのではないかと、ただ、今回の検討会では時間もございませんので、なかなか難しいということとは了解しております。記録のためだけに発言させてください。

○松下座長 ありがとうございます。今の竹下委員の趣旨は、9ページの中ほど、検討会においてはの次ですね、集客防止という目的と規定の内容、あるいは文言が合致していないのではないかというところと関係するのではないかと伺いました。

なかなか議論をしていても尽きないところではあるのですが、「第4 その他」の外国受

任要件については、幾つか御提案をさせていただきたいと思います。まず、冒頭に加藤委員からの御指摘を踏まえて、どこに挟むかはちょっと考えさせていただきますが、以下のような文言を書き加えてはどうかと思っております。どういう文言かといいますと、具体的な委任、受任の方法が要件に合致するものかを確認すること自体が企業にとってはコストであると、そういう指摘があった旨は書き加えたいと思います。

それから、先ほどコーニー委員から御指摘のあった、これも9ページの中ほど、検討会においてはこの9ページの真ん中あたりですが、集客防止という目的自体が非現実的ではないか、という御指摘があったので、これも、書きぶりはこちらで考えさせていただきますが、書き加えたいと思います。

○川副官房付 それを踏まえまして、基本的には両論を記載させていただくという方向性については、どちらの意見もあったということで、なかなか一つの方向には取りまとめることは難しいと思いますので、基本的な流れは現在の案のようなままにさせていただきたいと思っております。幾つか、本検討会で、電子メールで依頼をされたりですとか、来日している外国弁護士が相談されたりという具体的なパターンを書かせていただいておりますけれども、御指摘があったとおり、最終的な判断はこの検討会で決まるものではないのですが、このような事例で最終的に外国において受任されていると評価されるような場合には、この要件を満たすと認められるのではないかと、そういう具体例はできれば記載させていただきたいと考えております。御指摘があった具体的な支障を生むことがないということまで言えるのかということは、意見をいただきましたので、また事務局で引き続き検討させていただいた上で、そこに対してそういうユーザーサイドとかコストとかリスクというものがあるという御意見をいただいたのかなというふうに思っておりますので、そのような構成で書かせていただいた上、最終的には関係機関で十分検討してほしいという要望にさせていただきたいと思っております。

○出井委員 色々な出た意見を報告書に入れていただくのは、それはそれでいいと思います。加藤委員から事前に出された意見も記載するという点についても、それ自体は異論はありません。

ただ、1点、本要件の存在によって具体的な支障を生むことはない部分ですね、これについて申し上げておきたいのは、支障にも色々な段階が、恐らくレベルがあるのだと思います。やはり一番大きな支障は、この要件があることによって代理が認められないということ、これが大きな支障だと思います。このような意味での支障はないということが確認されたということでよいと思います。次に、この要件があることによって色々な議論を生むのではないかと、これももちろん要件を設定すれば色々な議論はあるかと思いますが、最終的に実体判断として代理が認められるということであれば、それもいずれ収れんしていくものではないかと思えます。

したがって、この要件があることによって議論になる、手間がかかる、コストがかかるという意味での支障、私自身は、単に委任契約書を出すだけで決着する問題ではないかと思うので、そんなにコストがかかるとは思わないのですが、それは実務は色々あるでしょうから、そういう支障に関する意見があったということは記載させていただくのは構いませんが、代理が認められるかどうかというところの大きな支障とは、位置づけはおのずと異なるということとは意見として述べさせていただきます。

○松下座長 ありがとうございます。

○三宅課長 基本的には事務局なので、この取りまとめの方向性、今日もこの部分、非常に議論がありましたが、両論併記ということについて全く異論はありません。ただ、感じたことを1点、2点だけ申し上げさせてください。

この検討会では、国際仲裁の活性化ということをやったおり、先ほど、第2の国外受任要件がコストだという話があって、加藤委員もそれを言われています。今も委任の契約書という話がありましたが、オンラインで全部やってしまえばいいとも思う一方で、やはり紙でという話になると、何らかの形でサインをすることになります。これを国外でやらなければならないということになってくると、国内企業が外国弁護士を国際仲裁事件等の代理人に選任しようとした場合、そこはコスト的な話になり、今後、国際仲裁が活性化していけば、この点が指摘をされる要素になり得るのではないかと感じています。

もう一点は、これに関連して、今の条文では、外国での依頼又は受任なので、先ほどもメールでもいいのではないかという話があって、そうなってくると、国内で集客行為を行っても、結局、国外でメールで受任したと言ってしまえば、この要件は基本的にワークしなくなるおそれもあるのではないかと。

加えて、具体的な実務を知らないのですけれども、代理人の契約書に、契約地は多分、記載されないで、仮に書面であっても、それだけでは要件の判断が難しいというものもあるのではないかと。そういうことも含めて、今後、本日の議論も受けて、深い議論が必要な問題であろうという印象を持ったという事務局の個人の感想を申し上げました。

○松下座長 ありがとうございます。

第4としては、先ほど申し上げたとおり加藤委員の御指摘を挿入し、それから、9ページ真ん中の、検討会においてはという段落の、集客防止という目的自体が現実的ではないのではないかとという指摘を書き加え、三つ目に、9ページの下から2行目から最後の行ですね、本要件の存在について具体的な支障を生むことはないことを確認しという、ここの書きぶりについては、今は具体的な提案がないのですけれども、少し書き方を、今日の御議論を踏まえた書きぶりに反映させたいと思います。もしかしたら、確認という言葉が少し強いのかもかもしれないかなという気がしています。確認でないとすると、では、どうするのかというのは、次のアイデアがないのですけれども、ここらあたりの書きぶりを、今日の御議論を踏まえて、今の出井委員の御意見も踏まえて、書き方は工夫させていただきたいと思います。

○コーニー委員 新たな議論ですけれども、初めのところに、そもそもなぜこの問題について今私たちが議論しているかということをやより明確に記載すべきではないかと思っていて、つまり、日本での国際仲裁の活性化のために仕組みの見直しが必要ではないかという程度まで記載されていると思うのですけれども、日本での国際仲裁案件の件数が少ないというのがそもそもの原因かと考えております。皆様もその意見は共有していただいているかと思いますが、件数が足りないから、いかにして件数をふやすことができるのか、そこがメインポイントではないかと考えます。そのポイントをよりはっきり描くためには、件数の違いを、この報告書の冒頭のところで記載すればどうかと考えております。御存じのように、シンガポールではもはや500件に上ってしまう、香港は200、300件、日本は、出井先生と手塚先生の方がお詳しいかと思いますが、少なくとも日本商事仲裁協会では年間多くても20件、30件の仲裁案件を携わっておられるのですけれども、その非常にはるかな件

数の差をやはり明記して、問題の深刻性を強調した方がよいのではないかというふうに考えております。

もし既に記載内容がないという前提であればですね。確かに報告書全てを精読しているわけではないですけれども、恐らく件数の数字までは明記はされていないのかなというふうに読み取れています。

○**松下座長** この検討会の1回目の資料で国際仲裁の件数についてはグラフを示したところで、それをこの報告書の中にどう盛り込むかについては、幾つかやり方があると思います。今、コーニー委員の御指摘のとおり、1ページの第1の1のところに件数を引いて書き加えるという手もあるでしょうし、それから、報告書の別添がありますが、ここの中に件数の資料を入れると、第1の1ではその別添資料を参照させるというようなやり方もあるでしょう。今申し上げたやり方で、特にどれかということがあれば、御意見を伺いたいです。

○**コーニー委員** つまり、活性化というのは、日本語の問題かもしれませんが、具体性に欠けているのではないかと。活性化をより具体的に、何なのかと。

○**松下座長** 御趣旨はよくわかりました。件数をふやすというお話ですね。

○**コーニー委員** あくまでも件数の問題ではないでしょうか。

○**松下座長** 御指摘はよくわかりましたので、そこは1回目の資料をどういう形で活用するかというのはお任せいただくとして、活性化の中身をはっきりさせるというのは、私も全くそのとおりだと思います。

それでは、報告書案の1ページの第1の1の活性化について、もう少し具体的に書くという御提案は、こちらでさらに検討させていただくことにして、それでは、時間ももう余りありませんけれども、報告書案全体について、何か言い残したという御意見があれば。

○**竹下委員** ちょっと議論が途切れてしまったのですが、さっきの9ページの下の本要件の存在によってのところの文言ですが、例えば、本要件の存在によって外国弁護士が受任することについての具体的な支障を生むことはない、といった文言であればよいのではないかと考えていたので、一応、参考までに発言だけさせていただきます。

○**松下座長** ありがとうございます。これまでの議論全体を振り返って、適切な文言を選びたいと思います。

それでは、全ての論点について意見が一致したというわけではありませんけれども、しかし、出るべき議論は既に出たのではないかと、そういう意味で議論は尽くされたかなと思いますので、報告書を取りまとめたいと思います。報告書案をどのように修正するかについては、それぞれの論点についての意見交換の後に確認をさせていただきました。必ずしも具体的な文言がないところもありましたけれども、どういう方向で書き直すかについては、お示しをしたとおりです。

冒頭御了承いただきましたので、報告書の最終的な記載の文言については、この報告書案に必要な修正を行ったものについて、座長である私が確認を行った上で、本検討会の報告書とさせていただきますと思います。

それでは、報告書取りまとめと関連する事項として、今後の予定等について事務局から御紹介をしていただきたいと思います。

○**川副官房付** 今回はこのような短期間で充実した御議論をいただきまして、本日、報告書を取りまとめていただき、まことにありがとうございました。

御指示を受けまして、事務局から最後、３点ほど御連絡させていただきます。まず、最終的に報告書の内容を確定する方法についてでございますけれども、冒頭で座長からお諮りいただいたとおり、本日取りまとめさせていただいた報告書につきましては、事務局で必要な修正を行いまして、内容について座長に御確認いただいた上で最終的な文言を確定させていただきたいと思っております。作業の状況次第で、もう一度、委員の皆様にも最終確認をしていただく時間がとれるかどうかはわからないところではございますが、座長ときちんと詰めさせていただきます。確定した報告書につきましては、確定次第、速やかに事務局から各委員の皆様へ送付させていただきます。

次に、検討会の取りまとめについての広報についてでございます。冒頭申し上げましたけれども、既に一部報道がありますが、報告書を確定させた後、速やかに報告書に簡単な説明書き等を添えまして、法務省においてプレスリリースをさせていただきたいと思っております。また、後日になりますけれども、検討会の報告書の取りまとめについては法務省のウェブサイトにおいても広報をさせていただきます。報告書自体についても確定後、掲載させていただきます。

それから、３点目といたしましては、今後の制度改正のスケジュールについてでございます。本日の取りまとめでも今後の法改正という話が前提でお話しいただいていたと思います。法務省といたしましては、本日、検討会から御要望いただいた内容を踏まえまして、今後、外弁法の改正等の所要の法改正の準備等に着手してまいりたいと考えております。もっとも、具体的な法改正の時期につきましては現時点において直ちに見通せる状況にはございませんけれども、しかるべく対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○松下座長　ありがとうございました。

この検討会、３回と非常に限られた短い時間で、しかし、委員の皆様には議論を尽くしていただきまして、まことにありがとうございました。これで本日の検討会は閉会とさせていただきます。熱心な御議論をどうもありがとうございました。

これで散会します。

－了－